

用 語 解 説

ここでは、政府・県新型インフルエンザ等対策行動計画及び忍野村新型インフルエンザ等対策行動計画の総論・各論に使用する語句の意義等を解説するものである。

なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

あ行

●イベントベースドサーベイランス（EBS : Event-Based Surveillance）

異常な事態を早い段階で検知することを目的として行う、様々な情報源を活用した公衆衛生監視活動（サーベイランス）。

●医療強化型宿泊施設

宿泊療養施設に医師及び看護師が常駐し、健康観察を行うほか、患者の症状に応じて点滴や酸素吸入、投薬などの医療提供を行うことを目的とした施設。

●医療措置協定

新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。県が新興感染症の対応を行う医療機関と平時に協議を行い締結。

●医療対策検討会（有事）

県感染症対策連携協議会の医療対策検討会の委員であって、本県の救急医療、発熱外来及び在宅医療を担う病院、診療所又は医療関係団体から構成される組織。感染症有事に設置され、医療提供体制、医療のひっ迫状況及び感染対策等について協議・検討を行う。

●陰圧室

感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋。

●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

●疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

か行

●外出自粛対象者

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者。

●ガイドライン

県行動計画に記載する取組を関係機関が進めるための指針となる文書であり、県がどのように対応するのも含めて、県行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を具体的に記載するもの。

●隔離

検疫法第14条第1項第1号（同法第34条第1項の政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、合理的に必要と判断される限度において、検疫感染症のうち一類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症、検疫感染症以外の感染症であって検疫法第34条第1項の政令で定めるもの又は新感染症の患者を委託医療機関に収容し、ほかからの分離を図ること。

●学校等欠席者・感染症情報システム

学校（保育所等）においてこどもの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステム。

●患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

●感染管理認定看護師

感染症対策の高度な専門知識や実践力を持つ者として、公益社団法人日本看護協会が認定した看護師。

●感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等に大別される。

●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

●感染症危機対応医薬品等

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。感染症有事において必要なときに利用できるよう平時から確保等の取組が求められる。

●感染症危機管理対応専門人材

医療機関や高齢者施設等の感染管理の支援において重要な役割を果たすことを期待して県が養成する人材。

●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第38条第1項又は第2項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

●感染症専門医

感染症に関する診療経験、知識、技術等を有する者として、一般社団法人日本感染症学会が認定した医師。

●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

●感染症対策連携協議会

感染症法第10条の2第1項の規定により県が組織し、感染症対策に携わる県、市町村（保健所設置市を含む。）、診療に関する学識経験を有する団体（医師会）、医療機関、消防、職能団体、教育機関、高齢者施設、障害者施設等その他の関係者で構成する会議体。全体協議を行う「全体会」と、医療対策、療養生活支援、まん延防止等対策など個別のテーマを設定して協議する「個別検討会」がある。

●感染症発生動向調査

感染症の発生及びまん延を防止することを目的として感染症の発生状況を把握・分析するもの。

●感染症病床

感染症指定医療機関が有する病床であって、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの。

●感染症ポータルサイト

感染症全般に関する情報を総合的に発信するウェブサイト。県は、「やまなし感染症ポータルサイト」（https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho_portal/）として運営。

●感染症有事体制（保健所）

新型インフルエンザ等に対応するための保健所の体制のこと。まずは新型コロナの第6波（オミクロン株）と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、新型インフルエンザ等の発生公表後1か月間の業務量に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

●感染症有事体制（衛生環境研究所）

新型インフルエンザ等に対応するための衛生環境研究所の体制のこと。まずは新型インフルエンザ等の発生公表後1か月後の検査需要に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

●感染症予防等業務関係者

感染制御等の業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者。感染症法第44条の4の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者、第44条の8において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症予防等業務関係者及び第51条の2第1項に規定する新感染症予防等業務関係者を総称するもの。

●感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

●疑似症サーベイランス

重症で原因不明の感染症の発生動向を早期に把握する仕組み。

●季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性（ヒトの免疫の働きやすさ）が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

●基本的対処方針

特措法第18条第1項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。

●急性呼吸器感染症（ARI）

急性呼吸器感染症（ARI：Acute Respiratory Infection）とは、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれる。感染症法上、令和7年4月7日から5類感染症に分類。

●協定指定医療機関

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等に必要な医療を医療措置協定又は通知に基づき提供する医療機関として、県が感染症法第38条第2項の規定により指定するもので、当該医療機関が担う公費負担医療では、原則として医療費を窓口で負担することなく医療を受けることができる。第一種協定指定医療機関は、病床の確保に係る医療措置協定を締結した医療機関を指定するもので、第二種協定指定医療機関は、発熱外来又は外出自粛対象者への医療の提供に係る医療措置協定を締結した医療機関を指定するもの。

●協定締結医療機関

感染症法第36条の3第1項の規定により医療措置協定を締結した医療機関。「医療措置協定締結医療機関」と同義。感染症有事の際に速やかに医療提供体制を構築し、県内における必要な医療を継続的に確保するため、平時から県が対象医療機関と協議の上、締結するもの。

●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

●緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

●緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の

維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●緊急物資

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材として、特措法第54条第1項に規定するもの。

●クラスター

同一の場所において共通の感染源をもつ感染者が一定期間のうちに一定数以上いる状況又はその集団。

●クラスター対応

クラスター発生の端緒を捉え、現場の実情に即した感染対策を講ずること、クラスターが発生した施設における感染症発生の収束を目指すもの。

●クラスター対策

クラスター発生 of 端緒を捉え、早期に対策を講ずること、クラスターの連鎖を防止し、地域社会全体で、その後の感染拡大の防止を図るもの。

●グリーン・ゾーン認証制度

感染症有事の際に、グリーン・ゾーン登録制度対象施設の感染症対策の強化を図るために導入される制度。新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状に関する知見を踏まえ、専門家の意見を聴いて認証基準を作成し、当該基準に適合する施設を県が認証。

●下水サーベイランス

下水中のウイルスを分析し、地域の感染症の流行状況の把握や、感染有無の探知等を行うもの。

●ゲノム解析

病原体の変異を追跡するため遺伝子の全配列を調べるもの。

●検疫感染症

国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして、検疫法第2条で定めるもの。感染症法の一類感染症や新型インフルエンザ等感染症のほか、検疫法第2条第3号の政令で定める感染症がある。

●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状

態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

●健康監視

検疫所が検疫法第18条第2項（他で準用し、又は実施する場合を含む。）の規定に基づき、又は県若しくは甲府市（保健所設置市）が感染症法第15条の3第1項（他で準用する場合を含む。）の規定に基づき、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

●健康危機対処計画

地域保健法第4条の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）を踏まえ、保健所又は衛生環境研究所が感染症有事における事態対処や平時の事前準備に関する具体的な内容を定める計画。

●検査措置協定

新興感染症の発生時において、検査提供の分担・確保にかかることを内容とする感染症法に基づく協定。県及び甲府市（保健所設置市）が検査機関や医療機関と平時に協議を行い締結。

●抗インフルエンザウイルス薬

ヒトの身体に取り込まれたインフルエンザウイルスに働き掛け、その感染の予防や重症化の防止に効能・効果があるとして、人体への使用の安全性を確認の上、国内での製造販売が承認された医薬品。計画改定時点ではオセルタミビルリン酸塩（タミフル®）、オセルタミビル）、ザナミビル水和物（リレンザ®）、ペラミビル水和物（ラピアクタ®）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（イナビル®）、パロキサビルマルボキシル（ゾフルーザ®）があり、その種類によって、錠剤、カプセル、顆粒、ドライシロップ、吸入剤、注射剤といった剤形がある。

●抗原検査キット

酵素免疫反応を測定原理としたイムノクロマト法により、新型インフルエンザ等の病原体の抗原を迅速に検出する検査キット。

●行動変容

人が行動（生活習慣）を変えること。

●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

●呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

●個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
さ行

●サーベイランス

感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測を行うこと。

●災害支援ナース

災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、公益社団法人日本看護協会及び都道府県看護協会において養成する看護師。新興感染症等の発生時に他の医療機関への応援派遣することも業務の一つ。

●酸素濃縮装置

空気の成分の約80%を占める窒素を吸着し、酸素濃度90%以上の空気をつくり出す装置で、患者に供給することを目的とするもの。

●事業継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

●自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

●実地疫学専門家養成コース（FETP）

懸念される公衆衛生上の問題に対処するために、迅速にどのような行動や対応を行うことが必要かを明らかにすることを目標とする実地疫学の専門家を養成するための国立感染症研究所のプログラム。

●指定地方公共機関

県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

●重点感染症

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたもの。政府行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の確保等を実施。

●重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示したもの。

●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

●宿泊施設確保措置協定

感染症有事において患者の療養場所（居室）を確保するために、県が感染症法に基づき平時からホテル・旅館等の宿泊施設と締結する協定。

●宿泊療養

症状等から入院が必要な状態でないと判断された新型インフルエンザ等の患者等が、外出自粛の対象期間中に県が確保するホテルなどの居室で療養すること。

●所管課

関係機関が法令等に基づき事業等を行う場合において、一定の関与を行うことが想定される行政機関の所属。なお、「関係課」とは、機関・団体との関わりをもつ所属であり、所管課を含めた幅広い概念。

●初動対処方針

新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合に、新型インフルエンザ等対策閣僚会議又は新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議で決定される政府による初動の対処方針。

●新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新

感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

●新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

●新型コロナ

令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられた。県行動計画が対象とする新型インフルエンザ等のうち「新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19とは異なる型となる。なお、「再興型コロナウイルス感染症」は、COVID-19の変異により発生する可能性はある。

●新興感染症

まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

●咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

●積極的疫学調査

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るために、県及び甲府市が感染症法第15条第1項の規定により行う調査。患者等を積極的に拾い上げ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするもの。

●全数把握

感染症法第12条第1項に基づき、医師等による全数の届出が義務づけられているもの。

●全り患者

対象とする感染症にかかった患者の全数。

●総合調整

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

●相談センター

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、

発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

●ゾーニング

感染拡大防止と職員の感染防止を目的に、空間を区分する環境整備のこと。

た行

●地方衛生研究所

公衆衛生の向上のために、各種の試験・検査や、公衆衛生情報等の収集・解析・提供のほか、調査研究、研修指導を行う機関。都道府県や指定都市、一部の中核市・特別区に設置。本県では、「衛生環境研究所」を設置。

●庁内アクションカード

新型コロナ対応の経験をもとに、県の組織が初動で行うべき対応の手順を定める文書。

●定点把握

身近に存在する感染症で比較的報告数が多く、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止において、患者数の動向把握に重点が置かれているもの。

●停留

無症状の出入国者の感染の有無を確認する検疫において、濃厚接触者を医療機関、宿泊施設など特定の場所に留め置く検疫法上の措置。

●デジタルプラットフォーム

山梨県が新型コロナ対応において創設したグリーン・ゾーン認証制度の財産の一つとして、グリーン・ゾーン登録施設に関する情報をデータベースとしたもの。

●特定新型インフルエンザ等対策

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第2条第2号の2の政令で定めるもの。なお、計画改定時点では、同政令で次のように定められている。

(1) 特措法の規定により実施する措置

(2) 次に掲げる感染症法の規定（イからハまでに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置
イ 医師の届出《第12条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定》、積極的疫学調査《第15条第1項、第3項、第5項、第8項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定》、検疫所と

の連携《第15条の2第1項及び第2項、第15条の3第1項、第2項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定》、就業制限《第18条第1項及び第3項から第6項までの規定》、公費負担医療《第37条第1項、第2項（第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第4項（第42条第2項、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。）並びに第42条第1項の規定》及び総合調整《第63条の3第1項及び第4項並びに第63条の4の規定》

ロ 入院・移送・退院《第26条第2項において読み替えて準用する第19条第1項から第3項まで、第5項及び第7項、第20条第1項から第6項まで及び第8項、第21条並びに第22条の規定》及び苦情・審査請求《第24条の2及び第25条第4項の規定》

ハ 書面による通知《第26条第2項において読み替えて準用する第23条において準用する第16条の3第5項及び第6項（感染症法第17条第1項の規定による健康診断の勧告及び同条第2項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定》

ニ 感染を防止するための報告・協力《第44条の3第2項、同条第5項から第11項まで（これらの規定を第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定》及び外出自粛対象者の医療《第44条の3の2第1項及び第44条の3の3第1項の規定》

ホ 新感染症の所見がある者の入院・移送・退院《第46条第1項から第5項まで及び第7項、第47条及び第48条の規定》、新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知《第49条において準用する第16条の3第5項及び第6項の規定》、新感染症の所見がある者による苦情《第49条の2において準用する第24条の2の規定》、新感染症の感染を防止するための報告・協力《第50条の2第2項の規定》、新感染症外出自粛対象者の医療《第50条の3第1項及び第50条の4第1項の規定》及び新感染症の対応における国との連携《第51条第1項（感染症法第46条第1項、第3項若しくは第4項、第47条又は第48条第1項若しくは第4項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定》

●特定接種

特措法第28条第1項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

●特定接種登録事業者

特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

な行

●濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとして判断された者。

は行

●発生公表

感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表すること。

●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

●パンデミックワクチン

流行した新型インフルエンザ等の株をもとに開発・製造されるワクチン。なお、パンデミックとは、感染症の世界的大流行をいい、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行（パンデミック）を起こすことが想定される。

●病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

●病原体定点

地域において発生している感染症の原因となる病原体を分析するため、当該感染症の検体を提出する医療機関として県が指定するもの。

●プレパンデミックワクチン

将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造される。

●保健所設置市

地域保健法第5条第1項の規定により保健所を設置する市。計画改定時点では次のとおり政令で定められており、甲府市は、(2)の中核市に該当。

- (1) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- (2) 地方自治法第252条の22第1項の中核市
- (3) 小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市及び四日市市

ま行

●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

●水際対策

感染症などの上陸を阻止するために行われる検疫や検査のこと。

●無症状病原体保有者

感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。

や行

●薬剤感受性

疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

ら行

●リエゾン

「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その

所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築

等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

●流行初期医療確保措置

初動対応等を含む特別な協定を締結した協定締結医療機関が、協定に基づく対応により一般医療の提供を制限し、流行初期において感染患者への医療の提供を行った際に、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間（おおむね3か月程度）に限り、当該医療機関へ財政的な支援を行うこと。

●流行予測

感染症の発生状況や病原体の検出状況、各種疫学情報を評価し、疾病の流行を予測すること。

●流通備蓄方式

県と協定を締結した事業者が、日常行う取引を活用して、県が備蓄する物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式。

●臨床像

患者等の状態（病気の状態）がどのようなものであるかをあらわすもの。

わ行

●ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念を表す。

ABC

●Ct（シーティー）値

標的遺伝子の陽性結果が得られるまでの遺伝子増幅のサイクル数。

●DMAT（ディーマット）

有事の際に、医療支援を中心にトリアージや広域調整の役割を担う医師、看護師等から構成される医療隊。Disaster Medical Assistance Teamの略。

●DPAT（ディーパット）

有事の際に、精神科医療の必要性のトリアージを行うほか、職員のメンタルヘルスを担う医師、看護師等から構成される医療隊。Disaster Psychiatric Assistance Teamの略。

●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTにより社会の在り方を変えるもの。

●EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組であり、エビデンスに基づく政策立案のこと。Evidence-Based Policy Makingの略。

●FF100（The first few hundred調査）

感染症による公衆衛生危機発生時に症例定義に合致した数百症例程度から通常のサーベイランスでは得られない知見を迅速に収集するための臨床・疫学調査

●GAB（ギャブ）

国内外の専門家で構成されるYCDC諮問組織「山梨県グローバル・アドバイザリー・ボード」のこと。Global Advisory Boardの略。

●GISAID（ジスエイド）

インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）のゲノム情報などに関するデータベース。Global Initiative on Sharing All Influenza Dataの略。

●G-MIS（ジーミス）

全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援する「医療機関等情報支援システム」のこと。Gathering Medical Information Systemの略。

●ICT（アイ・シー・ティー）

情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

●IHEAT（アイヒート）

新型インフルエンザ等の発生公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。

●JIHS（ジース）

Japan Institute for Health Securityの略で、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所が統合して設立された国立健康危機管理研究機構。感染症等の情報分析・研究、人材育成、国際協力、医療提供等の業務を一体的に担う。

●NESID（ネシッド）

感染症の発生状況を把握し・分析し、情報提供することで、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とした「感染症サーベイランスシステム」のこと。医療機関から報告された情報をもとに保健所が患者情報や発生件数をシステムに登録し、データを蓄積。National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseasesの略。

●PCR（ピーシーアール）検査

ウイルス遺伝子（核酸）を特異的に増幅する核酸検出検査であり、検体中にウイルス固有の遺伝子が存在しているか否かを確認する方法。

●PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法。

●YCAT（ワイキャット）

医療機関や高齢者施設等においてクラスターが発生した際に、支援の必要に応じて当該医療機関等に派遣され、発生初期から収束まで継続的に支援活動を行う「やまなし感染管理支援チーム」のこと。医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の多職種で構成される。Yamana shi infection Control Assistance Teamの略。